

令和6年度

障がい者福祉の手引き

秩父市

目次

手帳	1
・ 身体障害者手帳	
・ 療育手帳	
・ 精神障害者福祉手帳	
障害者総合支援法と児童福祉法のサービス	3
・ 障害者福祉サービス等	
・ 障がい児通所支援等	
・ 利用までの流れ、利用金額、世帯の範囲	
難病等医療費助成	7
・ 指定難病等の医療給付	
・ 小児慢性特定疾病医療費助成制度	
・ 相談申請の窓口	
日常生活の支援	8
・ 補装具	
・ 日常生活用具一覧	
・ 日中一時支援	
・ 移送サービス	
・ 配食サービス	
・ あんしんサポートネット	
・ F A X 1 1 9 番通報システム	
・ 車椅子の貸出し	
・ 難聴児の補聴器	
・ 重度障害者住宅改修費	
・ 紙おむつ用ごみ袋	
・ 緊急通報システム	
・ 生活福祉資金（福祉費）	
・ 日常生活用具	
・ 移動支援	
・ 障害児（者）生活サポート事業	
・ 在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金	
・ 避難行動要支援者支援制度	
・ N e t 1 1 9 緊急通報システム	
社会参加	17
・ 運転免許取得費用	
・ 自動車等燃料費	
・ 郵送による不在者投票	
・ 埼玉県思いやり駐車場	
・ 自動車改造費用	
・ 視覚障がい者に対する声の広報	
・ 秩父ふれあいセンター	
・ 秩父市温水プール	
・ タクシー利用料金の助成	
・ 駐車禁止適用除外	
手当・年金等	21
・ 特別児童扶養手当	
・ 在宅重度心身障害者手当	
・ 厚生年金保険（障害者厚生年金）	
・ 心身障害者扶養共済制度	
・ 児童扶養手当	
・ 国民年金（障害者基礎年金）	
・ 特別障害者手当等	
・ 特別障害給付金	
医療費の給付	25
・ 自立支援医療の給付	
・ 重度心身障害者医療費支給制度	
・ ひとり親家庭等医療費支給制度	
税の控除・減免	27
・ 税金の控除	
・ 個別事業税の非課税	
・ 軽自動車税の減免	
・ 自動車税、軽自動車税の減免	
公共料金の割引	29
・ バス運賃	
・ J R（鉄道・バス）運賃	
・ 国内航空運賃	

- ・携帯電話割引サービス
- ・NTT番号案内の料金
- ・NHK受診料
- ・有料道路

障害程度別該当事業一覧表

		日常生活用具			住宅	行動範囲の拡大				手当・年金等					
		補装員費の支給	日常生活用具の給付	緊急通報装置	居室改造整備	重度障害者補助	運転免許証取得費の助成	自動車改造費の助成	福祉タクシー券の交付	助成	自動車等燃料費の助成	特別児童扶養手当	児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
身体障害者手帳	視覚	1	○	○	▲				○	○	○	○	○	○	▲
		2	○	○	▲				○	○	○	○	○	▲	▲
		3	○	▲					○	○	○				
		4	○	▲											
		5	○	▲											
		6	○	▲											
	平行機能 聴覚	2	○	○	▲		▲		○	○	○	○	○	▲	▲
		3	○	○			▲		○	○	○				
		4	○	▲			▲								
		5	○	▲			▲								
		6	○	▲			▲								
	言語 音声	3	▲	○			▲		○	○	○				
		4	▲	▲			▲								
	(上肢・下肢・体幹) 肢体	1	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲
		2	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	▲	
		3	○	▲			▲	○	○	○	○				
		4	○	▲			▲	○			▲				
		5	○	▲			▲	○							
		6	○	▲			▲	○							
	内部	1	▲	▲	▲		▲		○	○	○	▲	○	▲	
2		▲	▲	▲		▲		○	○	○					
3		▲	▲			▲		○	○	○					
4		▲	▲			▲									
療育手帳	最重度 ④		○			▲		○	○	○	▲	▲	▲		
	重度 A		○			▲		○	○	○	▲				
	中度 B					▲		○	○	○					
	軽度 C					▲									
精神障害者手帳						▲		▲	▲	▲			▲		
所得制限の有無		有	有	無	有	無	有	無	無	有	有	有	有		
備考		装具により対象が異なります。	用具により対象が異なります。	一人暮らしの方等。	下肢・体幹機能障害のみです。	補助金限度12万円	助成限度額10万円	用は不可です。	自動車等燃料費との併合に限りません。	ご自身で運転できる場合に限りません。	20歳未満の方の保護者・養育者。	父または母に障がいがある場合。	20歳未満の方。	国民年金1級相当の障がい者が重複する20歳以上の方。	
ページ		8	8	14	12	17	17	17	18	21	22	22	22		

手当・年金等				医療費				税の軽減			料金の減免						
手当	在宅重度心身障害者 障害者基礎年金	障害者厚生年金	心身障害者扶養共済	自立支援医療			重度障害者医療費	障害者控除	所得税・住民税の 軽減	自動車税・軽自動車 税の免税	放送受信料 NHK		JR	バス	国内航空	有料道路料金の割引	携帯電話基本料金の 割引
				育成医療	更生医療	精神通院医療					全額	半額					
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	▲	○		○	○			○	▲	○	○	○	○	○	○	○	
		▲		○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	
				○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	▲	○		○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	
		▲		○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	
		▲		○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○		○	○	▲	○		○	○	○	○	○	
	▲	○		○	○		▲	○		○		○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○		○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	
	▲	○	○	○	○		○	○	▲	○		○	○	○	○	○	
	▲	▲		○	○		▲	○	▲	○		○	○	○	○	○	
				○	○			○	▲	○		○	○	○	○	○	
		▲		○	○			○	▲	○		○	○	○	○	○	
○	▲	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	▲	▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	▲	▲	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
		▲		○	○			○		○		○	○	○	○	○	
○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	▲		○				○	○		○		○	○	○	○	○	
			○					○		○		○	○	○	○	○	
▲	▲	▲	▲			○	▲	○	▲	○	△		○	○		○	
有	有	無	無	有	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	
本人が当年度住民税非課税の方。新規は65歳未満の方。	一定の障がいがある方。	一定の障がいがある方。		18歳未満の児童。	18歳以上の方。	精神疾患で通院治療をしている方。	新規は65歳未満の方。			低所得世帯の場合。	障がい者が世帯主で契約者の場合。		写真貼付が必要	写真貼付が必要	第2種障がい者は本人運転のみ適用		
23	23	24	24	25	25	25	26	27	28	31	31	29	29	30	31	30	

手帳

	内 容	有効期間	手 続 き に	
			新規申請	更新申請
身体障害者手帳	<p>身体障がいのある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。</p> <p>手帳の等級には1～6級があり、申請者の身体の様子が障がいの種類・程度に該当する場合に県知事から交付されます。</p>	<p>再認定日が設けられている場合があります。</p>	<p>指定医師が作成した身体障害者診断書・意見書（発行から3か月以内のもの）、マイナンバーがわかるもの、来庁者の本人確認書類をお持ちください。</p>	<p>再認定日が設けられている方は、ご案内の通知を郵送するため、持ち物等は通知を確認してください。</p>
療育手帳	<p>知的障がいのある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。手帳には④最重度、A重度、B中度、C軽度があり、申請者の状況が該当する場合に県知事から交付されます。</p>	<p>再判定年月日が、設けられている場合があります。</p>	<p>申請の前に電話等で事前にご相談ください。申請者の状況により、持ち物やご案内が異なります。申請後に判定機関（埼玉県総合リハビリテーションセンター、熊谷児童相談所）での調査や検査が必要になります。</p>	<p>再判定年月日が設けられている方は、ご案内の通知を郵送するため、持ち物等は通知を確認してください。</p>
精神障害者保健福祉手帳	<p>精神障がいのある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。手帳の等級には1～3級があり、申請者の状況が該当する場合に県知事から交付されます。ただし、申請は初診日から6か月を経過している必要があります。</p>	<p>有効期限は、原則2年間です。</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳用診断書（発行から3か月以内のもの）、マイナンバーがわかるもの、来庁者の本人確認書類をお持ちください。精神障がいにより障害年金を受けている方は診断書に替えて年金証書、振込通知書でも申請できます。</p>	<p>ご案内の通知は郵送していないため、有効期間内に新規申請と同じ物をお持ちになって手続きをしてください。</p>

必 要 な 持 ち 物 ・ ご 案 内			
居住地変更	氏名変更	返 還	紛失・破損等
身体障害者手帳、マイナンバーが分かるもの、来庁者の本人確認書類 <県内での転居> 転居先の自治体で変更手続き <県外への転出> 転出前に秩父市で転出手続き	身体障害者手帳、マイナンバーの分かるもの、来庁者の本人確認書類 ※県知事から再交付されます。	本人が死亡した場合、返還の手続きが必要です。 身体障害者手帳、マイナンバーの分かるもの、来庁者の本人確認書類	身体障害者手帳（紛失の場合、手帳に代わる身分証明書が必要です）、写真、マイナンバーの分かるもの、来庁者の本人確認書類 ※手帳の内容変更を伴う場合は、県知事の再交付が必要になります。
療育手帳、マイナンバーが分かるもの、来庁者の本人確認書類 <県内での転居> 転居先の自治体で変更手続き <県外への転出> 転出前に秩父市で転出手続き	療育手帳、マイナンバーの分かるもの、来庁者の本人確認書類 ※本人の氏名変更は県知事から再交付されます。	本人が死亡した場合、返還の手続きが必要です。 療育手帳、マイナンバーの分かるもの、来庁者の本人確認書類	療育手帳手帳（紛失の場合、手帳に代わる身分証明書が必要です）、写真、マイナンバーの分かるもの、来庁者の本人確認書類 ※変更を伴う場合は、県知事の再交付が必要になります。
精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーが分かるもの、来庁者の本人確認書類 <県内での転居> 転居先の自治体で変更手続き <県外への転出> 転出前に秩父市で転出手続き	精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーの分かるもの、来庁者の本人確認書類	本人が死亡した場合、手続きはありませんが、手帳を返還していただく必要があります。 精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳（紛失の場合、手帳に代わる身分証明書が必要です）、写真、マイナンバーの分かるもの、来庁者の本人確認書類 ※変更を伴う場合は、県知事の再交付が必要になります。

障害者総合支援法と児童福祉法のサービス

(1) 障害福祉サービス等の種類

障害者総合支援法に基づくサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付は、「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」に分けられ、地域生活支援事業として「相談支援」「意思疎通支援」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター機能強化」等があります。

	種類	内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人が外出するとき、必要な情報提供や移動の援護を行います。
	行動援護	行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能・生活能力維持向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	「就労移行支援」や「就労継続支援」を利用して一般就労をした人に、就労に伴う生活面の課題解決のため一定期間支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補うため、日常生活の課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
相談支援	計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）	施設や病院に入所・入院している障がいのある方に対して、地域生活に移行するための相談や住居の確保、地域定着を図るための連絡・サポート体制を確保します。
	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	障害のある方の状況や、その置かれている環境等を勘案して、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画等を作成します。

種 類		内 容
地域生活支援事業	相談支援	日常生活や社会生活が安心して営めるよう、相談に応じ、必要な情報の提供、援助等を行います。
	意思疎通支援	公的機関、医療機関等で意思の伝達ができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
	日常生活用具の給付	日常生活の便宜を図るための用具を給付します。(詳細は6、7ページ)
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。(詳細は9ページ)
	地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
	日中一時支援	日中の活動の場を確保し、家族の就労や一時的な休息を支援します。(詳細は9ページ)

(2) 障がい児通所支援等の種類

種 類		内 容
通所支援	児童発達支援 (居宅訪問型児童発達支援)	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 また、通所が困難な方へ居宅訪問型のサービスもあります。
	放課後等デイサービス	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要な障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
支援相談	障害児相談支援事業 (障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助)	障がい児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との連絡調整などを行うとともに、障がい児の通所サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画等の作成を行います。

(3) 障害福祉サービスの利用までの流れ

区分が決定するまで

- ① 市役所障がい者福祉課又は各総合支所市民福祉課に申請をします。
- ② 市の認定調査員が訪問調査（80項目）に伺います。
- ③ 認定調査の結果をコンピューターにより判定します。
- ④ 医師の意見書や認定調査の特記事項を審査会にかけて、障害支援区分が認定されます。
- ⑤ 訓練等給付・地域相談支援の場合は、1次判定のみになります。

区分が決定したら

- ① 市はサービスの利用意向についての聞き取りをします。
- ② 指定相談事業所に依頼をし、サービス等利用計画案を作成します。
- ③ 利用計画案に基づいて、市が支給決定案を作成・支給決定します。
- ④ 申請者に決定通知を発送します。
- ⑤ 指定相談事業所が、サービス等利用計画の作成をします。
- ⑥ 自宅や施設等で、サービス利用開始となります。

認定された障害支援区分による受けられるサービス

サービス		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
介護給付	居宅介護		○	○	○	○	○	○	
	重度訪問介護					○	○	○	
	同行援護	△	△	△	△	△	△	△	
	※ 視覚障がいをもつ方								
	行動援護				△	△	△	△	
	※ 強度行動障がいをもつ方								
	重度障害者等包括支援							○	
	短期入所		○	○	○	○	○	○	
	療養介護						△	△	
※ 筋ジストロフィーの患者および重症心身障害者は区分5以上									
生活介護			△	○	○	○	○		
※ 50歳以上は区分2以上									
施設入所支援				△	○	○	○		
※ 50歳以上は区分3以上									
訓練等給付	就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助	○	○	○	○	○	○	○	
	※ 一次判定のみ必要								
地域相談支援	地域移行支援 地域定着支援	○	○	○	○	○	○	○	
	※ 認定調査のみ必要								

障害福祉サービスの利用者負担

障害福祉サービスや障がい児通所支援では、利用にかかる費用の1割が利用者負担となっています。ただし、所得の状況に応じて負担軽減の措置があります。

(4) 所得区分と負担上限月額について

利用者本人（障がい児の場合は保護者）の属する世帯の収入等に応じて、以下の5つの所得区分に応じた負担上限月額が認定されます。

利用者負担額が負担上限月額を超えた場合は、負担上限月額が利用者負担額となります。

所得区分	対象となる世帯	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯であって、障がい者または障がい児の保護者の収入が年間80万円以下であるもの	0円
低所得2	市民税非課税世帯であって、上記に該当しないもの	
一般1	市民税課税世帯のうち、次のア又はイに該当し、かつ、市民税所得割額が16万円（障害児及び20歳未満の施設入所者は28万円）未満のもの	4,600円
	ア) 居宅で生活する障がい児	
	イ) 居宅で生活する障がい者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	市民税課税世帯のうち、一般1に該当しないもの	37,200円

(5) 世帯の範囲について

所得区分の決定にかかる世帯の範囲については、障がい者（障がい児の場合は保護者）及び配偶者となります。

難病等医療費助成

(1) 指定難病等の医療給付

指定難病等の医療給付は、指定医療機関等で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部または一部を県が公費負担することにより、指定難病等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費等の負担軽減を図ることを目的としています。

◎ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病 341 疾病

◎ 埼玉県単独指定難病

・橋本病 ・特発性好酸球増多症候群 ・原発性慢性骨髄線維症 ・溶血性貧血

◎ 特定疾患（新規申請できるのは以下の2疾患のみ）

・スモン ・プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）

◎ 先天性血液凝固因子欠乏症等（原則として20歳以上の者）

・第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症
・第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症
・第Ⅲ因子（不安定因子）欠乏症
・第Ⅳ因子（安定因子）欠乏症
・第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症
・第Ⅵ因子（不安定因子）欠乏症
・第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症
・第Ⅷ因子（安定因子）欠乏症
・第Ⅷ因子（血友病A）
・第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）
・第Ⅹ因子（スチュアートプラウアー因子）欠乏症
・第ⅩⅠ因子(PTA)欠乏症
・第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
・第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)
・フォン・ヴィルブランド病
・血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法に基づき児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成し、児童等の医療費等の負担軽減を図る制度です。

< 16 対象疾患群（856 疾病） >

・悪性新生物 ・慢性腎疾患 ・慢性呼吸器疾患 ・慢性心疾患 ・内分泌疾患
・膠原病 ・糖尿病 ・先天性代謝異常 ・血液疾患 ・免疫疾患
・神経・筋疾患 ・慢性消化器疾患 ・染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ・皮膚疾患
・骨系統疾患 ・脈管系疾患 ・その他（成長ホルモン治療）

(3) 相談・申請窓口

(1) (2) とも、埼玉県秩父保健所 ☎ 22-3824

日常生活の支援

(1) 補装具費の支給

身体障がいのある方や難病患者等に対し、日常生活や就学、就労のために、視覚障害者安全つえ、補聴器、義肢、車いすなどの補装具の購入や修理費用に対する一部を支給します。

なお、補装具費の支給には、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要となる場合があります。

補装具の種類	
障害区分	補装具
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡等
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義手、義足、装具、車椅子、歩行器、補助つえ等
肢体不自由児	座位保持椅子、頭部保持具等
一部の内部障がい	車椅子
上下肢、音声・言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置

●持参するもの : 身体障害者手帳、医師の診断書（難病患者）、印かん

●相談・申請窓口 : 障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(2) 車いすの貸出し

●対象 : 市内に居住し居宅において生活する方

●貸し出し期間 : 1か月以内（延長可）

●料金 : 無料

●相談・申請窓口 : 障がい者福祉課または秩父市社会福祉協議会 ☎22-1514

(3) 日常生活用具の給付

重度障がい児（者）に対し、その障がいや等級、世帯状況等により特殊寝台等の日常生活用具を給付しています。T字状・棒状の杖、頭部保護帽、点字器、人工咽頭、ストーマ装具および収尿器を除く用具の給付の対象者は、在宅の障がい者です。

●持参するもの : 身体障害者手帳、印かん

●相談・申請窓口 : 障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

日常生活用具一覧表

種 目	障がいの程度	年 齢	その他
特殊寝台	下肢または体幹2級以上	18歳以上	
特殊マット	①下肢または体幹1級 ②療養手帳の重度以上	18歳以上	
	①下肢または体幹2級以上 ②療育手帳の重度以上	3歳以上 18歳未満	常時介護を必要とする方
特殊尿器	下肢または体幹1級以上	学齢児以上	常時介護を必要とする方
入浴担架	下肢または体幹2級以上		入浴にあたり介護を要する方
体位変換器	下肢または体幹2級以上	3歳以上	下着交換時にあたって介護を必要とする
移動用リフト	下肢または体幹2級以上	3歳以上	
訓練椅子	下肢または体幹2級以上	3歳以上 18歳未満	
訓練用ベッド	下肢または体幹機能障がい者		
入浴補助用具	下肢または体幹機能障がい者		入浴にあたり介護を要する方
便器	下肢または体幹2級以上	学齢児以上	取替えて住宅改修を伴うものを除く
トイレチェアー	頸髄損傷等の障がい者	3歳以上	通常の便座上で座位を保てない方
T字状・棒状のつえ	下肢または体幹機能障がい者	学齢児以上	歩行補助杖で歩行機能を補うことができる方
移動・移乗支援用具	平衡機能もしくは下肢または体幹機能障がい者	3歳以上	家庭内移動等において介助が必要な方。ただし、設置にあたり住宅改修を伴う物を除く
車椅子用段差昇降機	常時車椅子を使用する方		家庭内の移動等において介助が必要な方
視覚障害者用誘導装置	視覚2級以上	学齢児以上	音声による誘導が必要な方
頭部保護帽	①平衡期のもしくは 下肢または体幹機能障がい者 ②療育手帳の重度以上		てんかん発作等により頻繁に転倒する方
特殊便器	①上肢2級以上 ②療育手帳の重度以上	学齢児以上	訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方
火災報知器	①身体2級以上 ②療育手帳の重度以上		・火災発生の感知・避難が著しく困難で、障がい者等のみの世帯またはこれに準ずる世帯
自動消火器	①身体2級以上 ②療育手帳の重度以上	学齢児以上	・火災警報機は1世帯2台まで
電磁調理器	①身体2級以上 ②療育手帳の重度以上	18歳以上	障がい者のみの世帯および準ずる世帯
歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚2級以上	学齢児以上	
聴覚障害者用 室内信号装置	聴覚2級		
聴覚障害者用 携帯信号装置	聴覚3級以上	学齢児以上	視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない方
透析液加温器	腎臓機能3級以上	3歳以上	自己連続携帯式腹膜灌流 (CAPD) による透析療法を行う方

種 目	障がいの程度	年 齢	その他
ネブライザー	①呼吸機能3級以上 ②同程度の障がい者		
電気式たん吸引器	①呼吸機能3級以上 ②同程度の障がい者		
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者等		医療保険における在宅酸素療法を行う方
盲人用体温計（音声式）	視覚2級以上	学齢児以上	障がい者等のみでの世帯またはこれに準ずる世帯
盲人体重計	視覚2級以上	18歳以上	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な障がい者等		
携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能または肢体不自由		
情報・通信支援用具	上肢機能2級以上もしくは視覚2級以上	学齢児以上	周辺機器を利用しなければパソコンの使用が困難な方
点字ディスプレイ	視覚2級以上	18歳以上	
点字タイプライター	視覚2級以上の障がい者等		就学、就労しているかまたは就労が見込まれる方
点字器	視覚2級以上	学齢児以上	点字器使用が可能な方
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚2級以上	学齢児以上	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚2級以上	学齢児以上	
視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい者		本装置により文字等を読むことが可能になる方
盲人用時計	視覚2級以上	18歳以上	
聴覚障害者用通信装置	聴覚または音声・言語機能に著しい障がいのある方	学齢児以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な方
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者		装置によりテレビの視聴が可能になる方
文字放送ラジオ	聴覚3級以上	学齢児以上	文字による情報を必要とする方
人工咽頭	咽頭摘出の障がい者等	学齢児以上	
視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障がい者	学齢児以上	
点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者等		
ストーマ装具	ぼうこうまたは直腸機能障がいのある方	3歳以上	

種 目	障がいの程度	年 齢	その他
収尿器	脊髄損傷等による排尿障がいのある方（特に失禁のある方）	3歳以上	自分の意思での排尿コントロールが困難な方
住宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能または脳性麻痺等脳原性運動機能障がいのある3級以上の方	学齢児以上	配置に小規模な住宅改修を伴うもの

(注)

- ・表中の「障害者等」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する「障害者」及び児童福祉法第4条に規定する「障害児」をいう。
- ・「聴覚障害者用屋内信号装置」には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- ・「情報・通信支援用具」とは、障害者等向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。
- ・「ストーマ装具」については、必要に応じ、6か月まで一括給付ができることとする。
- ・「ストーマ装具」のうち、「蓄便袋」及び「蓄尿袋」において、障害者等以外のストーマ造設をしている児（者）に対する給付にあたっては、ストーマ閉鎖が見込まれることから、6か月の給付を限度とする。
- ・「住宅生活動作補助用具」については、基準単価以下であっても価格にかかわらず生涯1回の給付に限る。

(4) 難聴児の補聴器購入助成

難聴児の言葉の習得、教育等における健全な発達を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児に対し、補聴器購入費を助成します。

※家庭の所得状況により制限があります。

●対象者

市内在住の18歳未満で、以下に該当する方。

- ・両耳の聴力レベルが25デシベル以上であって身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師により判断されていること。

●相談・申請窓口： 障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(5) 移動支援

社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加の外出について支援します。

●対象者

市内に住所がある方または市による自立支援給付決定を受けている方で、下記に該当する方。ただし、他の市町村による自立支援給付決定を受けている方、施設入所者および障害者総合支援法に基づく介護給付事業の重度訪問介護対象者および行動援護対象者を除きます。

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由1、2級の方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障がいの方
- ・発達の遅れが認められるために、日常生活または社会生活に制限を受ける児童

●持参するもの： 身体・療育・精神障害者手帳、印かん

●相談・申請窓口： 障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(6) 日中一時支援

日中において障がい児（者）を監護する方がいない場合に、障害福祉サービス事業所において一時的に見守り等の支援を行います。

●対象者

市内に住所があり下記に該当する方。ただし、施設入所者および障害者総合支援法に基づく介護給付事業の共同生活介護対象者および共同生活援助対象者を除きます。

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障がいの方
- ・発達の遅れが認められるために、日常生活または社会生活に制限を受ける児童

●持参するもの

障害者手帳、印かん

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(7) 重度障害者住宅改修費の補助

重度障がい者の日常生活の利便を図るため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障がいに応じ使いやすく改造する場合、36万円を限度として補助します。

ただし、新築・増築・改築および介護保険の給付対象となる住宅改修は補助対象となりません。また、前年度の所得税額によっては、補助対象となりません。

●対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢または体幹1、2級の方

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(8) 障害児（者）生活サポート事業

市が認定した団体が、一時預かり、送迎、外出支援等のサービスを行います。利用料金の一部を補助します。

(利用時間の上限あり)

●対象者

在宅の障がい児（者）または指定難病患者等

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(9) 移送サービス

大滝、荒川地区にお住まいの虚弱高齢者および身体障がい者で、公共交通機関を利用することが困難な方の医療機関への送迎を行います。

●対象者

おおむね65歳以上の虚弱高齢者または身体障がい者であって、次に該当する公共交通機関を利用することが困難な方。

- ・大滝、荒川の区域に住所がある方
- ・自家用車等で送迎できる同居家族がいない方

●事業内容

月1回、秩父郡市内(東秩父村を除く。)の医療機関に通院する場合の送迎

●利用料

- ・市内利用 1回につき一人500円
- ・市外利用 1回につき一人1,000円

●相談・申請窓口

大滝または荒川総合支所市民福祉課

(10) 紙おむつ用ゴミ袋の支給

身体障害者手帳をお持ちで、市から紙おむつを支給されている3歳以上の方に支給します。申請の際、窓口へ身体障害者手帳をお持ちください。

●支給枚数

1か月5枚(1年度分を支給します)

●申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(11) 在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金

在宅酸素濃縮装置の利用に係る電気料の一部を助成します。

●対象者

酸素濃縮装置を使用し、在宅酸素療法を行っている方

●補助額

1月あたり1,500円

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(12) 配食サービス

虚弱なひとり暮らしの高齢者や重度の障がい者に栄養バランスの取れた食事をお届けします。

●対象者

自分で食事の支度をするのが困難で、同居の親族等から食事の提供が受けられない状況にある、次のいずれかに該当する方。

- ・ おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の方
- ・ 重度心身障害者

●事業内容

- ・ 週3日以内の希望する曜日（日曜日、年末年始を除く）に、昼食を居宅へ配達
- ・ 配達時に利用者の安否を確認し、異常がある場合は関係機関への連絡等を実施

●費用

1食400円

●相談・申請窓口

高齢者介護課または総合支所市民福祉課

(13) 緊急通報システム

緊急事態時に消防署へ簡単に通報できるシステムです。

●対象者

おおむね65歳以上の高齢者または重度の障がい者で、一人暮らしの方。

●費用

システムの利用に際し、一部自己負担があります。

●相談・申請窓口

高齢者介護課または総合支所市民福祉課

(14) 避難行動要支援者支援制度

要介護者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難で支援が必要な方（避難行動要支援者）の情報を集約して「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この制度は、名簿登録者の中で災害時の避難支援等を希望する方が、本人の同意に基づき、平常時から名簿情報を民生委員・児童委員や自主防災組織など（避難支援等関係者）に提供し、日頃から情報共有を図ることで、災害時における避難を支援する制度です。

●対象者

- ・ 身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方（障がいの部位が肢体・視覚・聴覚に限る）
- ・ 療育手帳(A)、Aをお持ちの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ・ 要介護認定3～5を受けている方
- ・ 上記に掲げるものに準ずる状態にある難病患者
- ・ その他避難支援等を希望し、市長が支援の必要を認めた方

●名簿登録

原則1年に一度「避難行動要支援者名簿」掲載者の見直しを行います。名簿に掲載された方々に対して、平常時における関係機関へ個人情報提供の意思を確認する同意書をお送りします。

●相談・申請窓口

社会福祉課または地区民生委員・児童委員

(15) あんしんサポートねっと

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などが安心して生活が送れるように定期的に訪問し、次のような内容をお手伝いします。

- ・福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等預かりサービス（不動産の権利証・契約書・通帳・実印など）

●利用料金

1回1時間1,200円

※日常的金銭管理において通帳を預かる場合または金融機関において代理により援助を行う場合は、1回1時間1,600円、以降30分毎に400円が加算されます。

※書類等預かりサービスは、基本料2,000円（1年間）、利用料500円（1か月）

●相談・申請窓口

秩父市社会福祉協議会 ☎22-1514

(16) 生活福祉資金（福祉費）

住宅を増築、改築、拡張、補修、保全する場合または公営住宅を譲り受けるのに必要な経費を貸し付けします。

●対象者

障がい者、高齢者および低所得世帯の方

●内容

- ・貸付額：250万円以内
- ・据置期間：6か月以内
- ・償還期間：据置期間経過後7年以内
- ・貸付利率：連帯保証人ありの場合は無利子、連帯保証人なしの場合は据置期間経過後、年1.5%（据置期間中は無利子）
- ・交付方法：一括交付
- ・貸付対象外：新築、工事着工後の申請

※市等による他の補助制度や助成制度が受けられるかどうかを確認します。（例：介護保険、日常生活用具給付事業、重度身体障害者（児）居宅善事業）

※貸付後に用途報告書の提出が必要です。内容を確認し、差額の返還を求める場合があります。

●相談・申請窓口

秩父市社会福祉協議会 ☎22-1514

(17) Net 1 1 9 緊急通報システム

聴覚言語障がい等により会話による119番通報が困難な方等を対象に、スマートフォンや携帯電話等のインターネット機能を利用して消防車や救急車を要請するシステムです。

※事前に登録申請が必要です。音声による119番通報が可能な方は利用できません。

●対象者

会話による通報が困難な方で、秩父広域市町村圏組合管内に居住されている方

●申請に必要なもの

・申請書（消防署でお配りするほか、秩父広域市町村圏組合ホームページからダウンロードできます）

●申請・相談窓口

秩父消防本部 指揮統制課 ☎21-0119 FAX21-0124

メールアドレス syoubousirei@union.chichibukouiki.lg.jp

ホームページ <https://www.c-kouiki.jp/>

(18) FAX 1 1 9 番通報システム

音声による119番通報が困難な方等を対象に、FAXを利用して消防車や救急車を要請するシステムです。

●利用方法

・FAX 1 1 9 番通報用紙（消防署でお配りするほか、秩父広域市町村圏組合ホームページからダウンロードできます）に必要事項を記入します。

・119をダイヤルし、通報用紙を送信します。

・指令センターで受信すると、返信FAXを送信します。

※事前の利用手続きはありません。

●申請・相談窓口

秩父消防本部 指揮統制課 ☎21-0119 FAX21-0124

メールアドレス syoubousirei@union.chichibukouiki.lg.jp

ホームページ <https://www.c-kouiki.jp/>

社会参加

(1) 運転免許取得費用の補助

障がい者が運転免許を取得する場合、補助対象経費の2/3を補助します。補助の限度額は12万円です。

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(2) 自動車改造費用の助成

自動車用ハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を10万円まで助成します。(1人1台まで)

●対象者

肢体不自由で、通勤等のために自分で自動車を所有し運転する方

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(3) タクシーの利用料金の助成

重度心身障がい者の社会生活圏を拡大させるため、希望者に福祉タクシー券(年間28枚)を交付します。埼玉県又は秩父市と協定を結んだタクシー事業者を利用した場合に利用券1枚につき一般タクシーの初乗運賃相当額を助成します。

※1回の乗車につき最大2枚まで利用が可能です。

※自動車等燃料費給付との併用はできません。

●対象者

身体障害者手帳1～3級、療育手帳①～B、精神障害者保健福祉手帳1級の方

●持参するもの

障害者手帳

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(4) 自動車等燃料費の助成

購入した燃料1リットルにつき50円を助成します。1か月の対象限度量は乗用車20リットル、バイク5リットルです。

※福祉タクシー券との併用はできません。

●対象者

身体障害者手帳1～3級および療育手帳①～B精神障害者保健福祉手帳1級で、自己または同居親族所有の車を自ら運転される方。または、身体障害者手帳1～3級の視覚障がい者、もしくは療育手帳①～Bを所持する在宅の知的障がい者と同居し、移動支援を行っている方

●持参するもの

障害者手帳、車検証、免許証、預金通帳等

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(5) 視覚障がい者に対する声の広報

秩父市が月1回発行する「市報ちちぶ」をCDに録音して郵送しています。録音・郵送をボランティアグループきぶねぎくの会に委託しています。

●相談・申請窓口

広報広聴課 ☎22-2505 (直通)

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(6) 郵送による不在者投票

郵送により不在者投票ができます。

なお、対象の障がいに加え上肢または視覚障がい1級に該当する方は、郵送による不在者投票における代理記載制度が利用できます。郵送による不在者投票を利用する場合は、事前の手続きが必要です。

●対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢・体幹・移動機能障害1、2級の方、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸1、3級の方、肝臓または免疫障害1～3級の方

●相談・申請窓口

選挙管理委員会 ☎22-8200 (直通)

(7) 秩父市ふれあいセンター

地域在宅福祉を積極的に推進し、障がいのある方があらゆる人たちと交流しながら、生きがいづくりと社会参加を図るための施設です。

●対象者

障がい児（者）、福祉関係者およびその団体、その他

●利用料金

障がい児（者）とその家族、福祉団体は無料

その他は有料

●開館日・時間

月曜日～土曜日

教養娯楽室、研修室、休憩室、会議室、調理実習室

午前9時～午後9時

●申請窓口

秩父市ふれあいセンター ☎22-9132

(8) 駐車禁止適用除外

標章の提示により駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨げにならなければ駐車できます。

●対象者

下表に該当する身体障がい者で歩行困難な方

障がいの区分		障がいの程度
視覚		1～3級、4級の1
聴覚		2、3級
平衡機能		3級
上肢		1、2級の1および2級の2
下肢		1～4級
体幹		1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1、2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	下肢	1～4級
心臓機能		1、3級
じん臓機能		1、3級
呼吸器機能		1、3級
ぼうこう又は直腸機能		1、3級
小腸の機能		1、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1～3級
肝臓機能		1～3級

●相談・申請窓口

秩父警察署 ☎24-0110

(9) 埼玉県思いやり駐車場

障がいのある方や高齢者の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設に設置されている「車椅子利用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

●交付対象者

区 分		交付基準	申請に必要な書類等	有効期間	
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	身体障害者手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで	
	聴覚障がい	3級以上			
	平衡機能障がい	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		脳原性運動機能障がい			上肢機能
	移動機能				6級以上
内部障がい（免疫機能障がいを含む）		4級以上			
知的障がい者		A以上	療育手帳		
精神障がい者		1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾病医療受給者、 指定難病医療受給者、 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・特定疾病医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等		要介護1以上	介護保険被保険者証		
妊産婦（出産後は乳児と同伴の場合に限る）		妊娠7か月から産後1年まで	母子健康手帳	妊娠7か月から産後1年まで	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方	次に掲げるいずれか ・医師の診断書若しくは意見書または公的機関の証明書等	診断書等で必要と認める期間 (原則1年以内)	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方		医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方	・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	対象者としての基準に該当しなくなるまで	

●申請窓口

- ・障がい者福祉課または総合支所市民福祉課
- ・埼玉県福祉政策課への電子申請、郵送申請

(9) 秩父市営温水プール

市民の健康増進、体力向上、生涯スポーツの拠点としての施設です。一般用25mプールと幼児用プールがあり、年間を通じてご利用いただけます。

●利用対象者

どなたでも利用できます。

●利用料金

一般 410円(市外615円)

小・中学生 200円(同300円)

幼児 100円(同150円)

障害者手帳、ミライロID提示の方は無料

※他にお得な回数券、半年利用券、年間利用回数券もあります。

●利用時間

第1部：10:00～12:00

第2部：13:00～15:00

第3部：15:30～17:30

第4部：18:30～20:30

●休館日

毎週火曜日(ただし、国民の祝日に当たる時はその翌日)、年末年始(12月29日～1月3日)

●申請窓口

(一財)秩父市地域振興公社 ☎22-7411

手当・年金等

(1) 特別児童扶養手当

精神、知的または身体に障がいがある20歳未満の児童を家庭において育てている方に支給されます。

障がいがある児童とは、精神障がい、知的障がいの場合は1人でまったく日常生活ができないか著しく制限される時(おおむね療育手帳A～Bの方)。身体障がいの場合はおおむね身体障害者手帳1、2級または3級程度のときをいいます。

ただし、次の場合には手当が受けられません。

- ・児童が障がいによる公的年金を受けられることができる場合
- ・児童福祉施設等(通園施設は除く。)に児童が入所している場合

※本人または家族に一定の所得があるときは、その年度は支給停止になります。

●内容

1級：月額55,350円

2級：月額36,860円

●持参するもの

戸籍謄本、住民票、医師の診断書、預金通帳(保護者のもの)、印かん、マイナンバーが分かるもの

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(2) 児童扶養手当

父または母が一定の障がいの状態にあり、児童（18歳年度末までの児童、または、一定の障がいのある20歳未満までの児童）を養育している場合に手当が支給されます。

障がいの程度は、診断書により判断します。（障害者手帳の判断基準とは異なります。）

※父または母のうち、一定の障がいの状態にない方が受給者となります。

※受給者、配偶者、扶養義務者に、一定の所得がある場合は、手当の一部または全部の支給が停止となります。

※児童が児童福祉施設等に入所している場合、手当は申請できません。

●内容

児 童	月 額	
	全部支給	一部支給（受給者の所得に応じて）
1子目	44,140円	10,410円～44,130円
2子目	10,420円を加算	5,210円～10,410円を加算
3子目以降	6,250円を加算	3,130円～6,240円を加算

●持参するもの

戸籍謄本、口座情報の分かるもの、マイナンバーの分かるもの、本人確認書類など

※家庭の状況により必要書類は異なります。

●相談・申請窓口

保育こども課または総合支所市民福祉課

(3) 特別障害者手当等

① 特別障害者手当

20歳以上であって、精神、知的または身体の重度障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。ただし、施設に入所中の方および3か月を超えて病院などに入院している方は除きます。（所得制限があります）

●内容

手当額：月額28,840円

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

② 障害児福祉手当

20歳未満であって、身体障害者手帳の1級および2級の一部の方、療育手帳の①相当の方、並びに常時介護を要する精神に障がいのある方。ただし、障害年金を受給している方、および施設に入所中の方は除きます。（所得制限があります）

●内容

手当額：月額15,690円

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(4) 在宅重度心身障害者手当

重度の障がいがあり特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置福祉手当を受給しておらず（超重症心身障害児は除く）、在宅で生活されている当年度の市民税が非課税の方。ただし、新規に手帳を交付された65歳以上の方は除きます。

●対象者

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・療育手帳(A)、Aの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

●内容

月額5,000円

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(5) 国民年金（障害者基礎年金）

20歳前、国民年金の被保険者期間中または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日があること。（ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方を除きます。）病気やけがによる障がいの程度が20歳に達したとき、または障害認定日において、障害等級表（国民年金法施行令）の1級または2級のいずれかの状態になっていること。

●納付要件

初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、下記のいずれかに該当すること。

- ・国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上であること。
- ・直近の一年間に保険料未納期間がないこと。

●相談・申請窓口

保険年金課または総合支所市民福祉課

(6) 厚生年金保険（障害厚生年金）

厚生年金保険に加入中に初診日のある傷病が原因で障がい者となった方は、勤務地の年金事務所にお問い合わせください。（基礎年金番号の分かるものをご用意ください）

●相談・申請窓口

秩父年金事務所 ☎ 27 - 6560

(7) 特別障害給付金

現在、障害基礎年金の1、2級の障がいの状態にあり、国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病の初診がある方に給付金を支給します。

●要件

平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生

昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金・共済組合等の加入者だった人の配偶者

●請求時期

原則、65歳に達する日の前日まで

●内容

月額で支給額を算定となります

●相談・申請窓口

保険年金課または総合支所市民福祉課

(8) 心身障害者扶養共済制度

加入者が死亡または重度の障がい状態になった場合、障がい者に年金が支給されます。また、障がい者が死亡した場合は弔慰金が支給されます。

●対象者

心身障がい者の保護者で次の要件に該当する方

- ・加入者の年齢が4月1日で65歳未満
- ・加入時、埼玉県に住んでいる
- ・加入者は特別の疾病や障がいがなく生命保険の対象となる健康状態である

●掛金

- ・掛金は加入者の年齢により月額9,300円～23,300円
- ・年金は1口月額20,000円
- ・1人2口まで加入できます。

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

医療費の給付

(1) 自立支援医療の給付

① 更生医療

身体に障がいのある方の障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、進行を防ぐことが可能と認められる特定の手術等の医療費の自己負担を軽減する制度です。国または都道府県が指定する医療機関で受けられます（心臓手術、血液透析治療、角膜手術、関節形成手術、腎移植手術など）。

医療費の給付には埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要となります。自己負担金は原則として保険診療の1割となり、世帯の市町村民税額等に応じて月額上限額が設けられます。

●対象者

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方

●持参するもの

身体障害者手帳、意見書、医療費概算額算定表、保険証、印かん、マイナンバーが分かるもの、来庁者の本人確認書類

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

② 育成医療

手術などの外科的な治療等により、確実な治療の効果が期待できると認められる場合、指定医療機関での治療の医療費の自己負担を軽減する制度です。自己負担金は原則として保険診療の1割となり、世帯の市町村民税額等に応じて月額上限額が設けられます。

●対象者

現在身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満の児童

●持参するもの

意見書、保険証、印かん、マイナンバーが分かるもの、来庁者の本人確認書類

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

③ 精神通院

指定医療機関で精神疾患の通院治療を受けている方の医療費の自己負担を軽減する制度です。自己負担金は原則として保険診療の1割となり、世帯の市町村民税額等に応じて月額上限額が設けられます。

●対象者

統合失調症、そううつ病、パニック障害、てんかん、発達遅滞などの病気のため、通院している方。

●持参するもの

意見書、保険証、印かん、マイナンバーが分かるもの、来庁者の本人確認書類

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(2) 重度心身障害者医療費支給制度

医療保険を使って医療機関で診療、薬剤の給付等を受けた場合に、医療費を助成します。ただし、新規に手帳を交付された65歳以上の方は除きます。

●対象者

- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・療育手帳①～Bの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障がい認定を受けた方

※ただし、本人に一定の所得があるときは、次の更新(毎年10月1日)までの期間は支給停止になります。

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(3) ひとり親家庭等医療費支給制度

父または母が一定の障がいの状態にあり、児童(18歳年度末までの児童、または、一定の障がいのある20歳未満までの児童)を養育している場合、受給者と児童の保険適用分の医療費を支給します。

※父または母のうち、一定の障がいの状態にない方が受給者となります。

※受給者、配偶者、扶養義務者に、一定の所得がある場合、支給停止期間が発生します。

●持参するもの

健康保険証、口座情報の分かるもの、マイナンバーの分かるもの、本人確認書類など

※家庭の状況により必要書類は異なります。

●相談・申請窓口

保育こども課または総合支所市民福祉課

税の控除・減免

(1) 税金の控除

① 所得税の障害者控除

納税者または控除対象配偶者や扶養親族に障がいがある場合、次の額の控除が受けられます。

●内容

障がいの程度	控除額
・身体障害者手帳 1、2級 ・療育手帳 ①、A ・精神障害者保健福祉手帳 1級	所得金額から40万円控除
・身体障害者手帳 3～6級 ・療育手帳 B、C ・精神障害者保健福祉手帳 2、3級	所得金額から27万円控除

●相談・申請窓口

秩父税務署 ☎22-4433

または勤務先の給与係

② 市県民税の障害者控除

納税者または控除対象配偶者や扶養親族に障がいがある場合、次の額の控除が受けられます。

●内容

障がいの程度	控除額
・身体障害者手帳 1、2級 ・療育手帳 ①、A ・精神障害者保健福祉手帳 1級	所得金額から30万円控除
・身体障害者手帳 3～6級 ・療育手帳 B、C ・精神障害者保健福祉手帳 2、3級	所得金額から26万円控除

●相談・申請窓口

市民税課または勤務先の給与係

③ その他

相続税・贈与税の控除制度がありますので、税務署にお問い合わせください。

(2) 個人事業税の非課税

両眼の矯正視力が0.06以下の視覚障がいがあり、あんま・マッサージ・はり・きゅう・その他医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税になります。

●相談・申請窓口

秩父県税事務所 ☎23-2122

(3) 軽自動車税の減免

次の(4)の表に該当する障がい者およびこれらの方と生活を共にする家族の方が所有する自動車で、もっぱら身体障がい者などの通院、通学、通所、通勤のために使用される軽自動車の軽自動車税が減免されます。

減免は、障がい者一人に対して1台（普通自動車も含む）です。

●相談・申請窓口

市民税課

※軽自動車税の減免申請期間は納期限までとなります。

※前年度軽自動車税の減免を受けている方で、障害者手帳等をお持ちの方や運転者の方に変更のない場合は申請不要です。買い替え等により、減免を受ける軽自動車を変更される方は申請が必要です。

(4) 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免

下の表に該当する障がい者およびこれらの方と生活を共にする家族の方が取得または所有する自動車で、もっぱら身体障がい者などの通院、通学、通所、通勤のために使用される自動車税(環境性能割・種別割)又は軽自動車税(環境性能割)が減免されます。減免は、障がい者一人に対して1台（軽自動車も含む）です。希望であれば、手帳申請時に仮申請ができます。

●減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類および障がいの区分		減免の対象となる障がいの程度	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸機能	1級、3級	
	体幹	1～3級、5級	
	聴覚	2級、3級	
	視覚	1～3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の視力が0.08～0.1）	
	音声または言語機能	3級（「こう頭が」摘出された場合に限りです。）	
	平衡機能	3級	
	上肢 ※主に手や足	1級、2級	
	下肢 ※主に足	1～6級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1、2級
		移動	1～6級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能または肝臓		1～3級
療育手帳		㊤、A	
精神障害者保健福祉手帳		1級かつ障害者自立支援法に規定する精神通院医療を受けている方	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。	

納税義務者	運転者	障がい者本人	障がい者と 同一生計の家族等	障がい者を 常時介護する方
	障がい者本人		○	○
障がい者と同一生計の家族等		○	○	×

○減免になります ×減免になりません

▲障がい者の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。

●相談・申請場所・申請期限 ・秩父県税事務所 ？23-2110 ・自動車税事務所熊谷支所 ？048-532-8011

	4月1日現在で所有している自動車	年度途中で取得した自動車
申請場所	県税事務所または自動車税事務所・同支所	自動車税事務所・同支所
申請時期		

公共料金の割引

(1) バス運賃

埼玉県内を発着するバスの運賃の5割が割引されます。ただし、バスの定期券は3割引です。(第1種身体障害者、療育手帳をお持ちの方は付添者も割引されます。)

●対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※精神障害者保健福祉手帳は、写真の貼付があるものに限りです

●相談・申請窓口

各バス会社

(2) JR(鉄道・バス)運賃

身体障がい者・知的障がい者は手帳の提示で割引が受けられます。

区分	種類	割引率	取扱区間
第1種障害者(介護付)	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	5割	全線
第1種・2種障害者(単独)	普通乗車券	5割	片道100kmを超えるもの

※西武鉄道や秩父鉄道等の私鉄についても同様の割引を行っておりますが、営業距離との関係でその取扱が異なる部分がありますので、詳しくは各鉄道会社へ直接お問い合わせください。

※第1種身体障害者・第1種知的障害者(大人に限る)と介護する方1名を対象とした、障がい者割引が適用

される方向けのICカードのサービスがあります。詳しくは、各鉄道会社へ直接お問い合わせください。

●相談・申請窓口

JR窓口または各鉄道会社

(3) 国内航空運賃

一部の航空会社において、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方および同乗する介護者1名（いずれも満12歳以上）の航空旅客運賃が割引となります。詳しくは、各航空会社へ直接お問い合わせください。

●相談・申請窓口

各航空会社

(4) 携帯電話の料金

障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証をお持ちの方の携帯電話基本使用料等が割引となります。詳しくは、各携帯電話会社に直接お問い合わせください。

●相談・申請窓口

各携帯電話会社

(5) NTT番号案内の料金

電話番号案内（104番）を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

●対象者

・身体障害者手帳をお持ちで、下表に該当する方

障害区分	手帳の等級
視覚障がい	1～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の日進行性の脳病変による運動機能障害）	1、2級

・療育手帳をお持ちの方

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●相談・申請窓口

NTTふれあい案内 ☎0120-104174

(6) NHK受診料

●全額免除の方

- ① 公的扶助を受けている場合
- ② 身体障害者手帳を持っている方の世帯全員が市民税非課税の場合
- ③ 療育手帳を持っている方の世帯全員が市民税非課税の場合
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を持っている方の世帯全員が市民税非課税の場合
- ⑤ 社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されている場合

●半額免除の方（世帯主が受診契約者であること）

- ① 視覚障がいまたは聴覚障がいにより身体障害者手帳を持っている方が世帯主の場合
- ② 1、2級の身体障害により身体障害者手帳を持っている方が世帯主である場合
- ③ 重度の知的障害者（㊤、A）と判断された方が世帯主である場合
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が世帯主である場合
- ⑤ 戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主である場合

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

(7) 有料道路

通勤、通学、通院等の日常生活で有料道路を利用される障がい者の方に対して、料金が割引されます。

●対象となる範囲

	対象者	対象となる車
本人が運転	身体障害者手帳をお持ちの方	本人または配偶者等のご家族が所有する自家用車（営業車は除く）
		レンタカー、借用自動車
本人以外が運転し、本人が乗車	第1種に該当する心身障害者手帳または療育手帳をお持ちの方	本人または配偶者等のご家族が所有する自家用車（営業車は除く）
		本人・家族どちらも所有していないときは、継続して日常的に介護している方が所有する自家用者
		レンタカー、借用自動車
		介護・福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両

●利用方法・割引額

割引適用の事前申請をしてください。割引対象である旨のシールを貼付した身体障害者手帳または療育手帳を料金所係員に提示すると半額になります。

●相談・申請窓口

障がい者福祉課または総合支所市民福祉課

秩父図書館からのご案内

図書館では、活字による読書が困難な方へ、さまざまなサービスを行っています。

■ カウンターに筆談用のホワイトボードがあります

秩父図書館のカウンターには、筆談用のホワイトボードが置いてあります。耳の不自由な方、声の出しづらい方は、どうぞご利用ください。

■ 貸出期間の延長サービス

障害者手帳をお持ちの方は、障がい者登録をしていただくと、通常2週間の貸出期間が1か月まで延長されます。頻繁に来館することが困難な方は、ぜひご登録ください。

利用登録のために来館することが困難な方は、代理申請も可能です。その場合は、事前に秩父図書館に連絡のうえ、障害者手帳と来館される方の身分証明書をご持参ください。

■ 視覚障害者の方は、郵送貸出サービスが利用できます

① 障がい者登録により、CD、カセットテープ、デイジーの郵送貸出が利用できます。お電話でお申し込みいただいた図書館資料をご自宅まで郵送でお届けします。ただし、郵送用の袋の都合上、一度に貸出できるのは2点程度です。送料は無料です。

② 1回のCD、デイジーの合計貸出点数の上限は、10点で貸出期間は1か月です。

■ 対面朗読サービス

本が読みたいけれど、視覚障害、高齢などによりご自分で本を読むことが困難な方は、秩父図書館の対面朗読サービスをご利用ください。利用希望日の1週間前までに、秩父図書館までお電話にてお申し込みください。

■ 「りんごの棚」をご利用ください

L Lブック、デイジー資料、点字資料、大活字本など、活字による読書が困難な方でも利用しやすい資料を集めたコーナーがあります。点字つきの絵本やL Lブックの絵本など、児童書も数多く取り揃えています。

■ 大活字本

図書館では、大活字本を所蔵しています。小さな文字を読むことが困難な方は、ぜひご利用ください。

■ 録音図書

録音図書とは、図書や雑誌を音訳して録音したものです。デイジー図書等をご利用いただけます。

※ デイジー図書とは…障がい者用に開発された、デジタル録音図書のことで、読み上げ速度を変更したり、任意のページや場面に飛んで読むことができます。

相談窓口

内 容	機関名	住 所	電 話	FAX
障がい福祉全般に関すること	秩父市役所福祉部 障がい者福祉課	秩父市熊木町 8-15	27-7331 (直通)	27-7336
	秩父市役所吉田総合支所 市民福祉課	秩父市下吉田 6585-2	72-6082 (直通)	77-1529
	秩父市役所大滝総合支所 市民福祉課	秩父市大滝 4058	55-0865 (直通)	55-0172
	秩父市役所荒川総合支所 市民福祉課	秩父市荒川上田野 1734-6	54-2116 (直通)	54-2334
障がいに関すること 心の健康相談	秩父市役所保健医療部 保健センター	秩父市永田町 4-17	22-0648	22-5338
	秩父市役所保健医療部 吉田保健センター	秩父市下吉田 6569-1	77-1112	77-1138
	秩父市役所保健医療部 大滝保健センター	秩父市大滝 4058 大滝総合支所内	55-0102	55-0172
	秩父市役所保健医療部 荒川保健センター	秩父市荒川上田野 1734-6 荒川総合支所内	54-2231	54-2334
18歳未満の児童に関すること	埼玉県熊谷児童相談所	熊谷市箱田 5-12-1	048-521-4152	048-520-1036
地域での相談に関すること	民生委員・児童委員	秩父市熊木町 8-15 秩父市社会福祉課	25-5204 (直通)	22-7168
	身体障害者相談員 知的障害者相談員	秩父市熊木町 8-15 秩父市障がい者福祉課	27-7331 (直通)	27-7336
地域生活への援助	秩父市社会福祉協議会	秩父市野坂町 1-13-14 秩父市福祉女性会館内	22-1514	22-4815
	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー（カナの会）	秩父郡皆野町国神 421 カーサ・ミナノ内	26-7102	62-5613
	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー（清心会）	秩父市熊木町 12-2 1 さやかサポートセンター内	21-7171	24-9963
	生活支援センター アクセス	秩父市寺尾 1404	24-1025	24-1026
労働に関すること	秩父公共職業安定所 ハローワーク秩父	秩父市下影森 1002-1	22-3215	24-6898
	秩父障害者就労支援センター キャップ	秩父市熊木町 12-2 1 さやかサポートセンター内	21-7171	24-9963
市民福祉に関すること	秩父市役所福祉部 社会福祉課	秩父市熊木町 8-15	25-5204 (直通)	22-7168
	秩父市役所福祉部 高齢者福祉課	秩父市熊木町 8-15	25-5205 (直通)	27-7336
	秩父市役所福祉部 子育て支援課	秩父市阿保町 9-28 下郷児童館 2 階	26-6535 (直通)	26-6307
	秩父市役所福祉部 秩父地域包括支援センター	秩父市熊木町 8-15	22-2582 (直通)	27-7336
	秩父市役所福祉部 保育こども課	秩父市熊木町 8-15	25-5206 (直通)	22-7168
	秩父市役所保健医療部 保険年金課	秩父市熊木町 8-15	25-5201 (直通)	22-7168
	秩父市役所財務部 市民税課	秩父市熊木町 8-15	22-2209 (直通)	25-0135

